

学位論文審査委員会の主査について（申合せ）

（平成28年4月21日研究科委員会承認）

1. 学位論文審査委員会主査の変更について

学位論文審査委員会主査に、病気あるいは辞職等の不測の事態が生じた時は、研究科長の承認を得て、論文内容についての関連教室の教授あるいは准教授、若しくは研究科長を学位論文審査委員会主査にすることができる。この変更に伴って、課程博士 博士論文取扱内規 第4条及び論文博士 博士論文取扱内規 第4条による審査委員会の構成要件を満たさない場合は、研究科長は新たに審査委員を追加することができる。変更内容については、教授会への報告を必要とする。

ただし、論文審査委員会の召集は研究科長が行う。

2. 臨床系教室の学生で基礎系教室において研究指導を受けている大学院生の学位論文審査委員会の主査について

臨床系教室の学生で基礎系教室において研究指導を受けている大学院生の学位論文審査委員会の主査については、当該学生が所属する教室の教授と、研究指導を受けている教室の教授との話し合いにより決定する

学位論文審査委員会審査委員について（申合せ）

（平成28年4月21日研究科委員会承認）

1. 学位論文審査委員会審査委員の変更について

学位論文審査委員会審査委員に、病気あるいは辞職等の不測の事態が生じた時は、研究科長の承認を得て、審査委員を変更することができる。この変更に伴って、課程博士 博士論文取扱内規 第4条及び論文博士 博士論文取扱内規 第4条による審査委員会の構成要件を満たさない場合は、研究科長は新たに審査委員を追加することができる。変更内容については、教授会への報告を必要とする。

なお、審査委員（主査）の変更については、別に定める。

ただし、論文審査委員会の召集は研究科長が行う。

2. 学位論文審査委員会への陪席について

指導教員に退職または病気あるいは辞職等の不測の事態が生じた時は、審査の専門性を高めるために、所定の陪席願により申請の上、研究科長の承認を得て、大阪大学大学院歯学研究科に在籍する教員（非常勤を含む。）を陪席させることができる。